

# 意思決定支援における基本的考え方 (動画視聴コース)

# 講師自己紹介

2

- 藤野 真凜
- 所属:福井県立大学 看護福祉学部 社会福祉学科 助教

- 研究内容:  
知的障害者の家族に対する支援や、知的障害者の地域生活について、研究しています。

# 実践の中でこんなことありませんか？

3

- 言葉で自分の意思を表明できないし、本人が理解するのは難しいからと、通所サービスの選択を家族や支援者が勝手に決めてしまう。
- 本人のお金の使い方に、無駄遣いだと制限してしまう。
- 本人が食べたいものを伝えても、栄養バランスを考えて本人の希望を無視してしまう。
- 本人の意向を抜きにして、家族や職員の意向をもとによかれとおもって、本人の支援方針を決めてしまう。

# なぜ意思決定支援が必要なのか？

4

- 障害の有無を問わず、すべての人には意思がある。
  -  でも
  - まわりの家族や支援者が、障害者本人の意思を置いてけぼりにして物事を決めてしまいがち。
    - 
    - 「私たちのことを抜きに私たちのことを決めないで」  
本人の意思が尊重された支援  
そのための必要な配慮や支援を受ける機会の保障

# 意思決定支援が必要となる場面

5

いつでもどこでも

日常生活でも



着る物を選ぶ



買い物をする

重要な場面や人生の岐路でも



住む場所を変える



医療サービスを選ぶ

- 食べ物、洋服を選ぶ
- 買い物をする
- 学び、働く
- 行きたい場所を決める、移動の方法を選ぶ
- どういうスタイルで過ごすか  
(だらだら、てきぱき、スケジュールを決めて? そのときの気分で?)

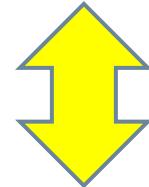
- 暮らし方 (誰と? 一人で? ずっと同じ場所で? 場所を変えながら?)
- お金のこと (管理の方法、誰かにサポートしてもらう?)
- 介護サービス、障害福祉サービスを選ぶ
- 医療サービスを選ぶ

# 支援の主体は誰なのか？

6

意思決定をする  
主体は本人

\*支援する側の視点ではなく  
本人の視点に立つ



支援者はサポーター

# 3つの考え方(基本理念・原則)

7

- 最善の利益(ベスト・インタレスト)
  - 代理代行決定に関する考え方
- 意思と選好に基づく最善の解釈
  - 代理代行決定～支援付き意思決定に関する考え方
- 本人から表出された意思・心からの希望(エクスプレス・ウィッシュ)
  - 素からの意思
  - 支援付き意思決定に関する考え方

# 優先順位による整列

8

①表出された意思・心からの希望(エクスプレス・  
ウィツシユ)



②意思と選好に基づく最善の解釈



③最善の利益(ベスト・インタレスト)

(客観的)最善の利益 VS  
本人の表出された意思・心からの希望

## 映像で学ぶ パート1

～【客観的最善の利益(良かれと思っての発想)】で  
意思決定支援をしようとすると？～

出典：

埼玉県立大学

平成29年 教育用e-learningコンテンツ

保健医療福祉学部 社会福祉子ども学科 社会福祉学専攻

小川孔美先生との協力により作成

<https://www.youtube.com/watch?v=1KJxRTYz09c&feature=youtu.be>

# 最善の利益に基づく「意思決定支援」？

10

「客観的最善の利益」(ベスト・インタレスト)型視点に基づく意思決定支援の場合、以下の本人の意思に対してどのような対応の仕方になるか考えてみましょう。

- 1 働きたいと思っているあかねさん(自閉症)
- 2 ひとり暮らしをしてみたいと思っているゆうこさん(精神疾患)
- 3 もう一度花を育ててみたいと思っているお春さん(認知症:軽度)の場合

Best Interest  
【最善の利益】

あかねさん（自閉症）の場合

表出された意思、 心からの意思(エクス プレス・ウィッシュ)	意思と選好に基づく最善の 解釈	(客観的な)最善の利益 (ベスト・インタレスト)
本人を優越しない	本人を優越する	周囲からの意見
本人から出る意思		
意図して表出 解釈を許さない	意図して／せず表出 解釈する	

← 支援付き意思決定 ／ 代理代行決定 →

# 支援付き意思決定と代理代行決定は 何が違うの？

13

## いわゆる『意思決定支援』

①表出された意思・心からの希望  
(エクスプレス・ウィッシュ)

支援付き意思決定(の支援) = **本人が**意思決定主体

----- ②意思と選好に基づく最善の解釈 -----

代理代行決定 = **第三者が**意思決定主体

③最善の利益(ベスト・インタレスト)

「客観的最善の利益」に基づく「意思決定支援」では…**本人意思が引っ張られる？**

# 意思決定支援に必要な要素

14



厚生労働省(2023)『意思決定支援の基本的考え方～だれもが「私の人生の主人公は、私」～』

# 信頼関係の構築

15

- ①本人のことを知る。
- ②本人を知るための関係づくりや、コミュニケーションの取り方を知る。

EX)

- ・本人の選好(好き、嫌い、大切に思うこと、得意、苦手なことなど)を知る。
- ・本人の日常生活やサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握する。

# 人的・物的環境整備

16

- ①周囲の人の態度や関係によって、本人の意思決定は影響を受ける。  
EX)本人を尊重する態度、本人のことを否定しない姿勢、本人のことをよく知っている人がその場にいること。
- ②物理的環境や時間帯によっても、本人の意思決定は影響を受ける。  
EX)本人がリラックスできる慣れた場所、本人が一番力を発揮できる時間帯。

# 意思形成支援とは

17

- 適切な情報、環境、認識の下で、意思が形成されることの支援
  - ①支援者に対して信頼感や安心感が持てるような環境づくり
  - ②文字や写真からイメージしたり想像することの難しい知的障害者がさまざまな経験や体験を積む機会の提供
  - ③情報の選別が難しい知的障害者のために支援者が行う情報提供と丁寧な解説
  - ④幼少期から年齢に応じて選ぶ機会の提供

# 意思表出支援とは

18

- 日常的に表出されているさまざまな意思に対して、支援者が見落とさず気づき、くみ取る支援
  - ①絵や写真、マーク等のカードを使用
  - ②わずかな表情や態度、雰囲気の変化などの表出された意思に敏感に気づく
  - ③意思を表明・表出しやすい態度や接し方を心がける
  - ④言葉で表現されていることは別の「本当の思い」をくみ取る
  - ⑤時間の経過で意思は変化することがある
  - ⑥重要な決定は再度確認する

古川敬(2018)「知的障害者支援現場における意思決定支援」『発達障害研究』40(2)117-125  
厚生労働省(2023)『意思決定支援の基本的考え方～だれもが「私の人生の主人公は、私」～』

# 意思形成支援+意思表出支援 ⇒意思実現支援

19

- 本人の意思を日常生活・社会生活に反映することの支援

本人とともに意思の実現を目指して取り組む

↳ その際

\*本人の意思が無視されたり、否定されてはいけない

\*本人の意思と本人以外の人の意思が相反してしまい、本人の意思だけを尊重できない場合でも、だれかが我慢するのではなく、みんなの意思が尊重される選択肢はないか検討する

# 支援者のひとりよがりの支援にならないために

20

## ①利用者の「失敗する権利」を尊重する

失敗も経験の一部であり、学びや自己決定の大切な要素。  
「危ないからやめよう」と先回りして制限しすぎない。

## ②支援者自身の価値観が入り込んでいないか確認する

「普通はこうする」「自分ならこうする」という考えを押し付けない。  
本人の文化的背景や好みを尊重する。

## ③チームで話し合い、一人で決めない

支援者一人の判断では偏りが生じやすい。  
チームでケースを共有し、多角的な視点から検討する。

# 意思決定支援の流れ

21

意思決定が必要な場面 ・サービスの選択 ・居住の場の選択 等

本人が自分で決定できるよう支援

自ら意思決定することが困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

(相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可)

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント ・本人の意思確認 ・日常生活の様子の観察 ・関係者からの情報収集・本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握・本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント・体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催(サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可)

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録の  
フィードバック

### 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

本人が、意思決定に必要な情報を十分理解し、決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を十分行なうことが重要。

### 意思決定支援の根拠となる記録の作成

本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかり。

### 職員の知識・技術の向上

意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要。

### 関係者、関係機関との連携

事業者、家族や成年後見人等の他、関係者と連携して意思決定支援を進める。意思決定支援会議に関係者等が参加するため、協議会を活用する等の体制整備が必要である。

### 本人と家族等に対する説明責任等

本人と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容について丁寧に説明する。

苦情解決の手順等の重要事項について説明する。

意思決定支援に関わった関係者は、守秘義務を厳守する。

# まとめ 意思決定の原則

24

- ①どのような人であっても、本人には意思があり、決める力があるという前提に立って、意思決定支援をする。
- ②本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くす。
- ③不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に決める力がないと判断せず、尊重する。